

【資料3】

特別支援教育室「たんぽぽ」のご案内 【令和6年度版】

島田市教育センター

「特別支援教育が必要な児童・生徒・保護者のために・・・」

1. 「たんぽぽ」って？

○相談

お子さんの発達や教育のことで気になることや心配なことについて、面談・電話による相談を行います。

○指導・支援

- ・児童生徒一人一人のニーズに合わせたソーシャルスキル等の指導・支援を行います。
- ・教室に入級している保護者の方の心理面での支援を行います。

2. 教室が開かれている場所は？

島田市教育センター内 島田市相賀2510（旧北中学校）

特別支援教育室 Tel 34-2272

3. 指導者は？

特別支援教育にかかわりのある指導員

4. 対象児は？（島田市立小・中学校に在籍している。）

【小学校】

（1）次の①～③の理由を持ち、保護者が希望し、教育委員会が許可した児童

① 医師からの診断名が出ている児童

② 「いずみの教室」の待機児童

③ 「いずみの教室」の指導は終了したが、引き続き支援が必要な児童

（2）診断の有無に拘わらず、校長が家庭に薦め、保護者が了解して教育委員会が許可した児童

（3）その他、教育委員会が許可した児童

【中学校】

（1）医師からの診断名が出ていて、保護者が希望し、教育委員会が許可した生徒

（2）診断の有無に拘わらず、校長が家庭に薦め、保護者が了解して教育委員会が許可した生徒

（3）その他、教育委員会が許可した生徒

5. 指導内容と教室が開かれている曜日と時間は？

（1）グループ・ペア・個別等、児童生徒のニーズに合わせた形態と内容

（2）指導時間は面談時に相談しますが、基本的には、学校での授業終了後の時間です。

（3）月・火・水・木 15:00～17:00 *特例として13:30～の場合もある。

金 15:00～17:00

（4）基本的に1年目は月3回（1月～3月・月2回）2年目は月2回

1回50分間です。

6. 期間は？

・1年ごと通うか、通わないかについて検討します。

・原則として、最大2年間、通うことができます。

7. 交通手段は？

・送迎については、原則として保護者の責任で行っていただきます。

・基本的には、学校行事や家庭の都合を優先します。

【資料3】

8. 生活の約束は？

- ・服装 小学生らしい服装。中学生は学生服 または 中学生らしい服装。
- ・持ち物 筆記用具、学習用具（必要な教材やノート等）、上ぐつ
- ・その他 「たんぽぽ」のルールは、基本的には学校の生活ルールと同じです。

9. 経費は？

- ・経費については無料ですが、個人活動のための費用は保護者負担となります。

10. けがをした場合は？

- ・活動中の負傷等については、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度を適用します。

11. 保護者や学校との連携は？

- ・指導時間毎、指導内容と表れを保護者に口頭で伝えます。
- ・保護者の面談は、希望により指定の面談時間に行います。
- ・毎月、学校に報告書を送ります。
- ・学校から問い合わせがあった場合には、報告します。

12. 保護者の方へ

- ・指導員との個人面談（相談）を希望する方は、お申し出ください。
- ・お子さんが、欠席・遅刻・早退する場合は電話連絡をしてください。
- ・「わかあゆ広場（保護者同士の情報交換等）」を5・7・9・11・1・2月下旬に予定しております。詳しくはお問合せください。

13. 手続きは？

- (1) 通うか、通わないかについては、学校と相談をしてください。
- (2) 見学・体験後、通う希望がある場合は、関係書類を学校に提出します。
- (3) 教育委員会が、「許可書」を出します。

<案内図>

